

インドの混合経済体制における協同組合製糖業*

——マハーラーシュトラ州の1工場に関する事例研究——

深 沢 宏

I. 序 言

発展途上国の多くがそうであるように、インドの経済体制も「混合経済体制」と呼ばれている。その意味は、国家が、一方で、軍需産業、重工業、外部経済などを中心とする国営事業(公共部門)を設立・運営しながら、他方で各種の民間企業(民間部門)について、生産物の種類、投資・生産規模、経営組織など多くの面でこれに統制を加えつつ、同時にこれに対して投・融資を行ない、こうして両部門を相互補完的に発展させる、ということである。この体制の下で、インドの国民経済における公共部門の比重は独立後急速に増大して来た。軍需生産、運輸・通信・発電・灌漑、車両建造などの分野を別として、公共部門の製造企業は、51年に5企業(投資額2億9000万ルピー)に過ぎなかったのに対し、72年3月末には101企業(投資額505億2000万ルピー)へと飛躍的な増加を示した¹⁾。69年に公共・民間両部門を合わせて、50人以上の労働力を使用する工場は13,084あったと言われ、そのうち12,648工場は989億4500万ルピーの資本を持っていたが、同年公共部門の工場は85、その投資額は390億2000万ルピーであったから、工業資本の約4割は公共部門に属していたことになる²⁾。尤も、国営企業がしばしばそうであるように、インドの政府企業もその投資効率は必ずしも良好ではない。71-72年操業中の93企業のうち、58企業は純益を挙げたが、35企業

は損失を示し、国営企業全体として1億8900万ルピーの赤字であった³⁾。

いずれにせよ、独立インドの工業化はやはり目覚ましいのであって、工業生産指数は、51年54.8、61年109.2、66年153.2、71年186.1と進み、20年間で3.4倍も上昇したのである⁴⁾。この工業化の進展において、民間工業の1つであり、本稿の課題である製糖業も確実に成長して来た。インドの製糖工業が発展し始めたのは、32年にこれに対し保護関税を適用して以後のことであった。それまでは、全国で30の工場が年16万トンほどの砂糖を生産しただけで、他に60万トンほどを輸入しなければならなかったのであるが、37年頃には工場数は137に増加し、生産量は100万トンに達した。生産量は43-44年に120万トンに上ったが、独立の混乱期に90万トンに落ちた⁵⁾。然し独立後の生産増大は顕著であり、50-51年113万トン(工場数139)から、60-61年303万トン(工場数174)、70-71年374万トン(工場数215)へと増大し、20年間で3.3倍の生産増を示したのである⁶⁾。インドの製糖業は、国内需要を充たしているほか、近年重要な輸出産業にもなっており、輸出額は、50-51年に220万ルピーに過ぎなかったのに対し、61-62年に1億5330万ルピー、71-72年に3億860万ルピーへとほぼ順調に増加し、71-72年には主要輸出品目のうち第10位であった⁷⁾。

* この論文は、全国農業組合中央会の研究奨励金に基づく研究である。また、工場を案内され、文献資料を下さったK工場の事務長、その他の職員の方々に厚く御礼を申し上げる。

1) Government of India, *India, A Reference Annual 1974*, New Delhi, 1974, p. 231.

2) *Do.*, pp. 221, 231.

3) *Do.*, p. 233.

4) *Do.*, p. 237, Table 17・6.

5) George Rosen, *Industrial Change in India*, Bombay, 1959, pp. 32-33.

6) *India, A Reference Annual 1974*, *op. cit.*, pp. 236, 238.

7) *India, A Reference Annual 1966*, New Delhi, 1966, p. 334; *India, A Reference Annual 1974*, *ibid.*, p. 270.

ところで、注目すべきことは、この製糖業において、砂糖キビ栽培農民が会員(株主)となって作る協同組合工場が独立以後目覚ましく発展して来たことである。71-72年全国で操業していた220の製糖工場のうち79は協同組合工場であり、それは砂糖の約1/3を生産していた⁸⁾。更に注目すべきことは、かかる協同組合工場の半数近くがマハーラーシュトラ州に集中していることである。例えば70-71年、操業中の協同組合製糖工場73のうち、30は同州に位置しており、その他は、アンドラ州8、グジャラート州7、マイソール州6、タミル・ナードゥ州6、ウッタル・プラデーシュ州(U・P)4、パンジャブ州4などであった⁹⁾。概言すれば、株式会社組織の製糖工場がU・P、ビハールなど北部諸州に集まっているのに対し、協同組合方式のそれはデカン以南の諸州に多く見られると言うことが出来る。

そこで、本稿は、マハーラーシュトラ州の南部、コルハープール県の或る村に位置する1つの協同組合製糖工場(以下この工場をK工場と呼ぶことにする)について、その構造と機能の概要を検討し、併せて、農村社会におけるその意義を考察することを目的としている。

ここで、このような研究を試みる理由を記そう。私は、74年10月から75年3月までインドに滞在し、今後10年間の研究課題として設定したいいくつかのジャンルについて基礎的な文献資料を蒐集したのであるが、そのジャンルの1つは西部インドにおける協同組合運動の展開であった。何故なら、数年前に小さな展望を行なったように¹⁰⁾、今世紀初頭から、全インド的に政府と民間指導者とが導入し始めた協同組合運動は、独立以後この地方でとりわけ広く普及するようになったのであ

るが、それは農村地域における経済的社会的発展の重要な動因になっているらしいと思われたからである。このような協同組合運動の中核は言うまでもなく信用組合である。然し、そのほかに各種の生産者組合も目立って発展して来ており、中でも製糖工場の展開が著しい。そこで、75年2月コルハープール市に滞在中の1日、県議会事務局長の紹介を得て、上記工場を訪れ、数時間見学する機会を持った。その際、この工場の『小史』、『定款』、過去4年間の『年度報告書』、『1973-74年度貸借対照表』、63-64年度操業開始以来の『業績一覧表』など¹¹⁾を頂いた。それまで私は、協同組合工場の仕組みについて具体的な知見をあまり持っていなかったもので、この見学は私にとって甚だ有益であり、帰国後機会を見て、これに関する事例研究を書きたいと考えていた。ただし、事例研究といっても、インドでは、中央政府が組合の組織について一定の原則を作り、それに即して各州政府が協同組合法を定め、それに基づいて各組合が定款を制定する。そしてそれは州政府協同組合登記官の承認を得なければならないのであるから、特定工場の事例研究をすれば、少なくとも同じ州内にある同種の組合の組織や機能の概要も明らかになる筈だ、と思われた。

そこで、帰国後本誌の編集委員から、経済体制にかんする論文を寄稿するよう依頼された時、テーマについて多少の迷いを感じはしたが、この組合工場について書くことにした。その際、経済体制との関連で次の点も述べて置かねばならない。

11) これらの資料のタイトルと略称を記しておく。

1. A Brief Note on the History and Working ofSahakari Sakhar Karkhana Ltd., U. D. p. 5, 2. Pot-Niyam (『定款』) (Ingraji va Marathi Anuvādhā-saha), U. D., (Marathi) p. 36, (English) p. 37, 3. Akrāvā Vārshik Ahawāl 1970-71, 1972, pp. 8+10+40+4; Bārāvā Vārshik Ahawāl 1971-72, 1973, pp. 6+72; Terāvā Vārshik Ahawāl 1972-73, 1974, p. 56; Chaudāvā Vārshik Ahawāl 1973-74, 1975, pp. 18+33 (『年度報告書』), 4. Balance-Sheet, Profit & Loss Account for 1973-74 (unpaged), 5. Statement Showing the Details of Working Results from 1963-64 Onwards (English & Marathi). 略称→1. A Brief Note, 2. Pot-Niyam, 3. Vārshik Ahawāl, 4. Balance-Sheet, 5. Statement of Working Results.

8) India, A Reference Annual 1974, *ibid.*, p. 239.

9) Reserve Bank of India, *Statistical Statements Relating to the Co-operative Movement in India 1970-71*, Part II, Non-Credit Societies, Bombay (U. D.), p. 104, No. 38.

10) 深沢宏「西部インドにおける法定パンチャーヤトと協同組合」『アジア研究』20・2, 昭和48年7月, 53-70ページ。

独立以来インド政府の工業政策の基本方針の1つは工業における協同組合化を大いに助成することにある。つまり、インドの混合体制においては、公共部門と民間部門とが並存しているだけでなく、後者の中の協同部門と呼ばれるべきものが両部門の中間的部門のように位置づけられており、それが国家による特に強力な促進の対象とされる傾向が見られる¹²⁾。従って、協同組合製糖工場のあり方を具体的に検討することは、混合経済体制の農村部におけるあり方の一端を明らかにすることにもなるであろう。

以下にまず、マハーラーシュトラ州における協同組合製糖工業の発展を概観し、併せて本稿の対象とするK工場の成立の経過を記そう。

ただし、この工場は現在操業中であること、頂いた資料は必ずしも一般の読者や研究者を対象として刊行されたものではないこと、取扱われる論点はすべて過去の時間帯に属するとは言え、それは現在に甚だ近い過去であること、以上の諸点を考えて、この工場に直接に関連する固有名詞は一切使用しないことにする。

II. 協同組合製糖工業の発展とK工場の成立

30年代にU・P州に1つ、マドラス州に3つの協同組合製糖工場が作られたが、そのうち3つは間もなく解散し、独立当時マドラス州の1工場だけが残っていた。これに対し、マハーラーシュトラ州の組合製糖工業は、48年にアフマドナガル県ブラワラ地区の砂糖キビ栽培農民が中心となって、ブラワラ協同組合製糖工場を設立したのが始まりであった。すなわち、この地区の灌漑地所有農民たちは、戦時中の農産物価格の上昇と砂糖不足とに刺戟され、組合工場を作りたいを思っていた。そこで、彼らは西部インドの組合運動の理論的指導者であり、プーナ・ゴカレー政治経済研究所長であったD・R・ガドギル博士の指導を

受け、旧ボンベイ州政府、州協同組合銀行などと折衝し、その大きな支持を受けることになった。こうして、ガドギル博士が設立発起人となり、同地区14ヵ村にまたがる567名の砂糖キビ栽培農民とその他37名が合計20万ルピーの株を持ち、州政府が別に60万ルピーの株を拠出し、州協同組合銀行もこれに190万ルピーの融資を行ない、更にインド工業融資公社も200万ルピーの融資を約束した。こうしてこの州で最初の組合製糖工場が設立され、50年末に操業を始めた。それは数年後に設備を大きく拡張し、約千人の農民を新たに株主として加えた¹³⁾。こうして、組合方式製糖業は、初めから州・中央政府の絶大な支持を受けて発足したのである。

この成功を見て、中央政府計画委員会は54年に同種の製糖工場を全国的に普及させるため、工場設立認可の申請を歓迎する方針を表明し、これに対応して、旧ボンベイ州政府も州内に適当な諸区域を選定し、かかる工場の設立を大いに振興することになった¹⁴⁾。こうして、マハーラーシュトラ州では、70-71年までに69の組合製糖工場の設立企画が州政府の承認と推薦とを受けて中央政府の認可を得、そのうち30工場が同年操業していたわけである。建設中も含めてこれら69の工場は、7,625ヵ村にわたる16万5,955人の砂糖キビ栽培農民、約9千人のその他の個人、1738の信用協同組合を会員に持ち、総額3億1,160万余ルピーの払い込み資本、19億1,058万余ルピーの運転資金を持っていた。その際払い込み資本の約29%は州政府が持ち、運転資金の約39%も、州政府や中央政府融資諸機関が提供していた。また操業中の30工場は年間78万トン以上、12億ルピーほどの砂糖を生産し、そのうち22工場は総額500万ルピーほどの純益を挙げていた¹⁵⁾。

この州はインドで組合運動が最も普及している

13) N. R. Inamdar, *Government and Co-operative Sugar Factories*, Bombay, 1965, pp. 1-7.

14) *Ibid.*, pp. 8-9.

15) Reserve Bank of India, *Statistical Statements Relating to the Co-operative Movement in India 1970-71*, Part II, *op. cit.*, pp. 101-105, Nos. 37-38.

12) N. N. Mallya, *Public Enterprise in India*, Delhi, 1971, Appendix I, Government of India, Industrial Policy Resolution, dated the 6th April 1948, p. 221; Appendix II, Government of India, Industrial Policy Resolution, New Delhi, the 30th April 1956, pp. 226, 229.

州の1つであり、組合式製糖業の発展もその一環として理解する必要がある。それにしても、この工業が他州に先んじて大いに発展した理由は、灌漑設備と肥料さえあればこの地方の自然条件は砂糖キビの栽培に適していることのほかに、灌漑地保有農民の間にこの種の工場の設立への強い意欲があったこと、そして州政府がこれを大いに奨励し促進したことにあるであろう。そしてこの州政府は独立以来一貫して国民会議派政権であって、政治的に安定していること、更に村から州に至る立法・執行機関が主として農村部の富農層の代表によって掌握されていること¹⁶⁾が、州政府のかかる態度を強めたのだと言うことが出来る。

さて、K工場は、コルハープール県に7つあるかかる工場の1つである。この地域の農民は、55年頃から、N氏という名の、学士資格を持つ1農民の指導で、組合方式製糖工場を設立する準備を始め、59年に州政府と中央政府の設立認可と出資を受け、近隣3郡にわたる81ヵ村の2,961名の砂糖キビ栽培農民から220万ルピー(ほかに恐らく76万ルピーほどの未納分があった)の出資を集めた。そして60年に州協同組合登記所に登記を行ない、カルカッタの機械会社から設備を購入した。こうして63年秋から操業を始め¹⁷⁾、初年度6,259トンほどの砂糖を生産するようになったものである¹⁸⁾。

III. K工場の組織

60年6月20日付州協同組合登記官の承認を受けて制定され、その後折りにふれて改訂を加えられたこの工場の『定款』(Pot-Niyam)に即して、その組織或いは構成を検討しよう。ただしこの『定款』はXIV条63項目から成る長文のもので

16) *Economic and Political Weekly*, VI・23, June 5, 1971 (Bombay), p. 1115 (Maharashtra, The New Feudalism); *ibid.*, VII・12, March 18, 1972, pp. 611-12 (Maharashtra, New Organization Men). またこの分野の最近の研究として V. M. Sirsikar, *The Rural Elite in a Developing Society*, New Delhi, 1970; A. Carter, *Elite Politics in Rural India*, Cambridge U. P., 1974 がある。

17) *A Brief Note*, *op. cit.*, pp. 1-2.

18) *Statement of Working Results*, *op. cit.*

あり、そのすべての内容をここで紹介することは出来ない。この工場の管理・運営の仕組みについて特に興味ある点を概観するだけである。

《会員》(sabhāsad=members)

4種の会員が規定されている。生産者会員、組合会員(sansthā sabhāsad=society members), 名目会員, 受益者会員(beneficiary members)である。

まず生産者(砂糖キビ栽培農民)会員になるための条件として、1. 18歳以上であること、2. 所有者(mālak=owner)又は小作人(kūl=tenant)として土地を保有し、少くとも半エーカーの土地に砂糖キビを生産し、その土地を工場に登録すること、3. 入会金5ルピーを払い、砂糖キビ地1エーカー(またはそれ以下)について1株(1,000ルピー——3回分納)を持つことなどが決められている。また彼は、一定の例外を除いて、工場の理事会(後述)の許可なしに、登録地を譲渡出来ないこと、また理事会の要求があれば、栽培した砂糖キビ全部を工場に売り渡さねばならないこと¹⁹⁾、25株までを持つことが出来ること²⁰⁾なども定められている。

上の条件のうち、最低半エーカーの土地と言っても、砂糖キビの生育には普通12~16ヵ月かかり、従って2年に1回しか収穫が取れないと言われるから²¹⁾、実際には登録地の2倍の土地を砂糖キビに当てて、隔年輪作をせねばならないであろう。それに少くとも1株(約38,000円)を買い、灌漑設備と肥料も不可欠であるから、いわゆる貧農にとって会員となることは事実として困難であろうと思われる。然し同時に、少くとも1エーカーの土地を砂糖キビの栽培に当てればよいのであるから、この工場がいわゆる大農や富農だけを主な対象とするものだとは決して言えないであろう。事実、後に改めて指摘されるように、会員の大多数は2エーカー以下の土地に砂糖キビを栽培して

19) *Pot-Niyam*, *op. cit.*, V・5・(1).

20) *Ibid.*, VI・15.

21) Y. J. Mohite, *Sugarcane Industry of Maharashtra, A Blue-Print for Progress*, Bombay, 1974, pp. 13-15.

いる中・小農民である。

いずれにせよ、当初 2,961 名であった生産者会員は、71-72 年までに、3,629 名に増え、72-73 年には 6,403 名に急増し、73-74 年に 6,405 人であった²²⁾。

第 2 に、組合会員というのは、この工場の作業区域 81 ヲ村に位置する信用協同組合のことで、かかる組合がこの工場の株を少なくとも 1 株(1,000 ルピー)持つ代りに、工場は、組合が砂糖キビ栽培のために生産者会員に融資した額を、その農民の砂糖キビ代金から差引いて直接に組合に返済する仕組みになっている²³⁾。73-74 年にこの工場には 89 の組合会員がおり、200 株を持っていた²⁴⁾。

第 3 の名目会員は、5 ルピーの入会金を払う個人や会社などであり、これは株を持たない代りに、工場の運営について投票権も参加権も持たない²⁵⁾。かかる会員の意義は何か、また何人いるのか、必ずしも明らかでない。

第 4 の受益者会員は、この工場が行なう「開発事業」(揚水灌漑と土地開発事業 - 後述)から利益を受ける土地所有農民または小作農民であり、彼は生産者会員でない場合は、工場に 5 ルピーの入会金を払い、工場の指示に従って砂糖キビを栽培し、それを工場に売り渡し、工場に用水料その他を払わねばならない。彼は株を持たないので、理事の選出権を保持しないが、生産者会員を追加募集する際は、優先的にそれになり得る、などが規定されている²⁶⁾。かかる会員も何名いるのか明らかでない。或いはこの会員は主として貧農的零細農民なのではないか、とも思われる。

《資金》(bhāṇḍval=funds)

K工場の資金として、1. 株、2. 預金及び保証金、3. 借入金、4. 寄付金及び補助金、5. 入会金、

以上の 5 項目が挙げられている²⁷⁾。

第 1 に、中央政府がこの工場に承認した株式資本は 1,220 万ルピーであり、その内訳は、額面 1,000 ルピーの生産者会員株 10,000, 計 1,000 万ルピー、額面 1,000 ルピーの組合会員株 200, 計 20 万ルピー、額面 1,000 ルピーの償還可能な累積優先株(redeemable cumulative preference shares) 2,000, 計 200 万ルピーとなっている。このうち最後の株は州政府に対してだけ発行されるもので、それは年 8% の優先配当権と、工場解散の際の資本返還に対する優先権とを持ち、また当事者いずれかの希望によって償還され得ると定められている²⁸⁾。

また各生産者株主は、工場解散の際、各種金融機関からの借金を返済するために 1 株につき 2,000 ルピーまでを負担しなければならない²⁹⁾。

第 2 に、預金には 2 種類あるとされる。不返還預金(binapartichī thev=non-refundable deposit)と固定預金(mudat thev=fixed deposit)である。前者は、工場が年々各砂糖キビ生産者からキビ 1 トン当たり 1 ルピー以上の預金を強制徴収し、これを以って州政府出資資本、各種借入金の返済の準備とするものであり、これには年 9% までの利子を付けることが出来る。他方固定預金は、工場が砂糖キビ生産者会員から、キビの代金の一部を 5 年まで預金させ得るもので、これは工場の事業拡大や資本支出に当てるものであり、これにも年 9% までの利子が付く³⁰⁾。

以上に対応して 73-74 年度『貸借対照表』に 74 年 6 月 30 日のものとして次のような数字が記されている。発行株式資本：生産者会員株 9,000, 計 900 万ルピー、組合員株 200, 計 20 万ルピー、償還可能優先株 2,000, 計 200 万ルピー、総額 1,120 万ルピー。払い込み株式資本：生産者会員株 8,159, 計 5,988,208.89 ルピー(未納・滞納分を除く)、組合会員株 134, 計 13 万 4000 ルピー、償還可能優先株 1,500, 計 120 万ルピー(既償還

22) *Vārshik Ahawāl* 1971-72, p. 36; *Vārshik Ahawāl* 1972-73, p. 52; *Vārshik Ahawāl* 1973-74, p. 18.

23) *Pot-Niyam*, op. cit., V. 5. (2). これが production marketing linkage と呼ばれるものである。

24) *Balance-Sheet*, op. cit., Appendix 'A.'

25) *Pot-Niyam*, op. cit., V. 5. (3).

26) *Ibid.*, V. 5. (4).

27) *Ibid.*, IV. 4.

28) *Ibid.*, IV. 4, VI. 9~11.

29) *Ibid.*, VI. 12~15.

30) *Ibid.*, XII. 59 (B)-(C).

300株を除く), 総額 7,322,208.89 ルピー³¹⁾。預金: 不返還預金 7,721,601.52 ルピー, 恐らく不定期限の固定預金 305,326.64 ルピー, 5年期限固定預金 10,350,506.42 ルピー, 総額 18,377,434.58 ルピー。また「その他の預金」という項目があり, 合計 4,404,088.28 ルピーと記されている。或いはこれが先述の「保証金」に対応するのも知れない。最後に借入金は, インド工業融資公社, 州融資公社, 州工業住宅事業団, 州協同組合銀行から総額 13,992,928.13 ルピーとなっており, その約 75% は, 砂糖を抵当とする州協同組合銀行からの融資である。なお, 「寄付金及び補助金」の項目は見られないが, 「保留資金」(Reserve Fund)として総額 237,765.29 ルピーと記され, それは入会金, 株式取引費等と説明されている³²⁾。

いずれにせよ, 生産者会員の預金総額が払い込み株式資本の約 2.5 倍に達し, 政府融資機関からの借入金払い込み資本の約 2 倍に及ぶことが指摘される。

《理事会》(sanchālak mandal=board of directors)

理事会は, 生産者会員選出理事 12 名(72-73 年までは 10 名であった), 組合会員選出理事 1 名, 専務理事(後述), および数名の指名理事(長期融資を行なう政府融資機関代表 2 名, 短期融資を行なう政府融資機関代表 1 名, 州政府代表 1 名, 協同組合銀行代表 1 名など)から構成される³³⁾。

全生産者会員と全組合会員はそれぞれ 1 つの選挙区を作り, 各会員が 1 票を投じて 3 年に 1 度ずつ理事の選出を行なう。生産者会員の理事立候補資格は, 少なくとも 3 季連続して工場に砂糖キビを売り渡した事, 1 年以上会員である事, 株式代金を完納している事などである。また彼は他の製糖工場の理事を兼任することは出来ないが, この工場の理事に再選されることは出来る。こうして選出された理事だけの互選で, 1 年任期の理事会議長と副議長とを選ぶ³⁴⁾。

理事会は少なくとも 3 ヶ月に 1 度開かれねばなら

ないが, その際州政府指名理事は, 投票権を全く持たない反面, 経営の失敗についても責任を問われないと規定されている³⁵⁾。

理事会の主な仕事は, 専務理事, 各種顧問, 上級専門職員などの任免, 予算案の作成, 雇用規模・給与・賃銀水準・ボーナス・配当金・砂糖キビ買い取り価格などの決定, 一定額以上の支出・投資の承認, 会員権の承認と否認, 「開発事業」に関する規則の制定³⁶⁾, 毎年少くとも 1 回会員総会を召集して昨年度事業・決算報告, 今年度予算案などを提示してその承認を得ることなどである³⁷⁾。然し, 専務理事の任免については, 理事会は事前に州政府の承認を得ねばならないと特に定められている³⁸⁾。

また理事会は, 執行委員会(kāryakārī mandal=executive committee)を置かねばならないほか, 必要に応じて各種委員会を置くことが出来る。その際理事会議長と専務理事は, 職権によりこのすべてに参加する。特に執行委員会には, 3 名以下の理事のほか, 州協同組合登記官指名委員 1 名, 政府金融機関指名委員 1 名が参加しなければならない。

執行委員会は毎月少くとも 1 回開催し, 上級専門職員等以外の職員・労働者の任免, 砂糖キビ刈り取り計画, 砂糖・副産物の販売計画, 一定額以下の支出の承認などを主な仕事とする³⁹⁾。

『1973-74 年度報告書』によれば, 理事会は選出理事 13 名, 専務理事 1 名, 指名理事 4 名から構成されており, そのほかに執行委員会, 灌漑事業委員会, 道路整備委員会, 砂糖キビ買付け委員会, 資財購入委員会, 株式委員会が置かれていた。そして執行委員会には州協同組合銀行代表と県副登記官代表が参加していたが, 他の委員会は理事会議長, 専務理事, 及び数名の選出理事だけによって構成されていた⁴⁰⁾。

最後に, 専務理事を別として, 理事は特定の給

31) *Balance-Sheet, op. cit., Appendix 'A.'*

32) *Balance-Sheet, columns 2-4.*

33) *Pot-Niyam, op. cit., VIII. 28.*

34) *Ibid., VIII. 29, 39.*

35) *Ibid., VIII. 31 (d).*

36) *Ibid., VIII. 41.*

37) *Ibid., VII. 21-27.*

38) *Ibid., VIII. 42.*

39) *Ibid., IX. 44-47.*

40) *Vārshik Ahawāl 1973-74, pp. 2-3.*

与を支給されず、会合のたびに若干の手当と旅費を支払われるだけである。73-74年「損益計算書」によると、会合手当として38,262.20ルピー、旅費として8,244.90ルピーと記されている⁴¹⁾。専務理事を除く17名で均分したものとすれば、1人当たり約2,865ルピーとなり、いずれにせよ大きな額とは言えない。

《専務理事(kāryakārī sanchālak=managing director)と職員・労働者》

理事会及び執行委員会の定める基本方針に即して、工場の日常的運営を担当する責任者が専務理事である。工場の『定款』において専務理事の任免には事前に州政府の同意を必要とすると定められていることは既に触れた。政府の関与はそれだけではない。州政府は、57年に、州閣僚・次官、州協同組合登記官・副登記官、州協同組合製糖工場連合会議長、個別製糖工場代表から成る専務理事候補者選考委員会を作り、公募によって希望者を集め、その中から学歴と経験を参照して複数の候補者を選び、そのリストを各工場に配って、その中から必要に応じて専務理事を任命させることにした。同時に専務理事の当初任期を3年とし、同時にその給与基準も定めた。この選考方式は62年に改正され、選考委員会は、州協同組合副登記官、州協同組合製糖工場連合会議長、当該製糖工場理事会議長によって構成されることになった。また給与基準も民間製糖工場のそれに対応して改められた⁴²⁾。同時に3年任期制は除かれたようである。

K工場の専務理事は少くとも70-71年から73-74年まで4年間、理学士の資格を持つ同一人物であり、『定款』にもその任期に関する規定はない。

専務理事の給与基準は、57年に月額600~1,300ルピーに定められたが、60年に800~1,600ルピーに引揚げられた。その後も折りにふれて改訂されたと見え、K工場のそれは、70-71年から73-

74年まで24,480ルピーの年俸を受けた。そのほか年100~1,000ルピーほどの旅費を支給された⁴³⁾。月額2,000ルピーほどの給与はインドでは高給に属する。

政府が決めるのは専務理事の給与水準だけではない。57年中央政府に「製糖工業賃銀委員会」が置かれ、それが組合工場と民間(株式)工場とを問わず製糖工場の職員・労働者の職種別賃銀水準・労働条件を勧告し、政府がそれを受けて基準を決める方式が取られた⁴⁴⁾。

いずれにせよ、K工場には75年2月現在450名の常勤職員(主として事務、技術、監督要員)と500名の季節労働者が雇われていた。そのほか、砂糖キビの刈り取りと運搬は請負いに出され、そのための季節労働力が約千人いると言われた。

常勤職員の賃銀水準は必ずしも明らかでないが、500名の季節労働者のそれは、週休1日、8時間勤務で、月額最低270ルピーから300ルピーまでであり、そのほかに20~25%のボーナスを支給される。更に、来季も就業する約束で遊休季節にも月給の25~50%の「引き止め手当」(retention allowance)が払われる、という話であった⁴⁵⁾。工場の操業期間は10月から4月までであるが、砂糖キビの収穫量に応じて5ヵ月から7ヵ月に及ぶ。約半年の間にせよ、月額324~375ルピーの賃銀は必ずしも低いとは言えない。そのほかに、来季も就業すると約束すれば残り半年の間月に67.5~150ルピーの「引き止め手当」が来るわけである。なお、この手当は、この地域で季節労働力が絶対的に不足しているからではなく、むしろ多少とも仕事に馴れた労働力を繋ぎ止めておくためのものであろうと理解される。最後に、請負いに出されている刈り取り労働については、砂糖キビ1トン当たり8ルピーの賃銀が支払われていると言われた。

以上に、この工場の組織を概観しながら、同時

43) Inamdar, *ibid.*, pp. 51, 54; *Vārshik Ahawāl 1971-72*, Nafā-Totā Patrak, p. 12; *Vārshik Ahawāl 1972-73*, Nafā-Totā Patrak, p. 28; *Vārshik Ahawāl 1973-74*, Nafā-Totā Patrak, p. 12.

44) Inamdar, *Government and Co-operative Sugar Factories*, *op. cit.*, p. 75.

45) K工場事務長談。

41) *Balance-Sheet, Profit & Loss Account*, columns 2-3.

42) Inamdar, *Government and Co-operative Sugar Factories*, *op. cit.*, pp. 49-55.

に、投・融資、理事会・執行委員会の構成、専務理事の任免と待遇、職員・労働者の給与などにおける政府関与のあり方を検討した。

IV. K工場の機能

工場の生産・販売機能の面でも、政府は大きく関与している。まず、中央政府は、「砂糖統制令」に基づいて、独立以来一貫して、毎年砂糖キビの作付時期以前に、生産地域別に、次年度の砂糖キビの最低価格を決める。次いで州政府が、それに基づいて州内の砂糖キビの具体的な買い取り価格を決定する。価格決定の具体的なプロセスは必ずしも明らかでないが、州政府の価格は中央のそれをかなり上まわるようであり、例えば、70-71年度中央政府は、恐らくマハーラーシュトラ州についてトン当たり 73.7 ルピーの最低価格を決めたのに対し、州政府の決めたそれは、31% ほど高値の 96.6 ルピーであった⁴⁶⁾。いずれにせよ、州政府が決め、工場が支払った砂糖キビの買い取り価格は傾向的にかなり上昇しており、63-67 年間トン当たり 60 ルピー前後であったのが、67-68 年に何故か突然 190 ルピーに上昇し、70-71 年に 96.6 ルピーに落ちたのち再度上昇し、73-74 年に 165.8 ルピーであった⁴⁷⁾。10 年間に約 2.8 倍も上昇したことになる。

他方で、タミル・ナードゥ州やマハーラーシュトラ州にある政府の砂糖キビ研究機関において品種の改良が行なわれ、それが普及して⁴⁸⁾、砂糖キビの生産性も確実に上昇して来た。K工場の作業区域では、エーカー当たり生産量は 63-64 年 25 トンから漸増し、71-74 年の間 36.5 トンに落ち着いていた⁴⁹⁾。10 年に 46% も上昇したわけである。

こうして、砂糖キビは農民にとって甚だ有利な作物であると言われ、73-74 年価格で、エーカー当たり 6 千ルピー以上の粗収入がある。株式所有との関連で栽培し得る最高限度 25 エーカーまで栽

培すれば、年 15 万ルピー以上の粗収入となる。生産費を約 50% とすれば、8 エーカーの砂糖キビ代金からの純収入だけで 24,000 ルピー以上となり、専務理事の年俸に近くなるわけである。もちろん、先に述べたように、砂糖キビは隔年輪作であるから、年々同じ規模の土地に作付けをするためには上の 2 倍の土地をこれに当てる必要があるわけであるが、いずれにせよ、土地・水・肥料さえ揃えば有利な作物であると言える。こうして近年この州では主として砂糖キビによって肥大してゆく富農が珍しくなくなったのである。

次いで、砂糖、その他の副産物の製造と販売に触れよう。まず、この州の製糖工場では、圧碎された砂糖キビの 11~12% (重量) が砂糖となり、残りは搾り粕 (bagasse) となるのであるが、この粕の大半は工場で燃料として利用され、残りは粗悪紙の原料として製紙工場に売られる。次いで製糖の過程で抽出される糖蜜 (molasse) はアルコール性飲料の原料とされる。K工場も、県内にある他の 2 つの組合工場と連合して、別に協同組合蒸溜工場を作り、糖蜜を持ち寄って蒸溜している⁵⁰⁾。こうしてウイスキー、ブランディー、ラムなども作っている製糖工場はインドで決して珍しくない。

さて、本来の生産物である砂糖については、K工場は、操業初年度 6,259 トンを生産したのち、67-68 年までは、1 万 8 千トンから 2 万 2 千トンまでを生産し、その後は 2 万 6 千~3 万 2 千トンほどの年産を示している。いずれにせよ、その 65% はトン当たり 1,500 ルピーほどの価格で政府に供出され、残り 35% はトン当たり 3,000~4,300 ルピーほどの値段で自由市場に売却される。政府が買い取った砂糖は、国内で配給用に放出され、或いは輸出される。一説によれば、政府への供出価格ではトン当たり 600 ルピーほどの欠損が生ずるため、それは自由価格による販売で埋め合わせなければならないと言われる。

いずれにせよ、K工場は、生産者会員にも組合会員にも株に対する配当を払ってはいないが、

46) Mohite, *Sugarcane Industry*, op. cit., pp. 5, 121; *Statement of Working Results*, op. cit.

47) *Statement of Working Results*, ibid.

48) Mohite, *Sugarcane Industry*, op. cit., p. 13.

49) *Statement of Working Results*, op. cit.

50) *A Brief Note*, op. cit., p. 5.

州政府が持つ優先株には年8%の配当を払い、74年6月までに固定資産総額の約42%を償還したうえ⁵¹⁾、70-71年16万ルピー余、71-72年1万ルピー、72-73年19万ルピー余、73-74年49万ルピー余の純益を挙げたと記されている⁵²⁾。

最後に、K工場は、常勤職員用の住宅を設置し、幼稚園から高校までの学校を開設しているほか、揚水灌漑・土地開発事業のために360万ルピーほどの費用を準備したと記されているが⁵³⁾、その事業の具体的な内容は残念ながら分らない。

V. K工場と農村社会

以上に明らかにしたように、協同組合製糖工場は、政府による大きな参加と規制を受け、いわば官民合弁企業とでも呼ばれるべき性格を持っている。そして、それは、一方で政府に対して廉価な砂糖を供出すると同時に、他方では、450名の常勤職員に対し持続的な職場を提供し、500名の季節労働力に対し必ずしも低くない賃金を以って農閑期の約半年間就業の機会を与え、そのほかに約千人の刈り取り・運搬労働に対しても季節的就労の道を開いている。これだけでもこの工場の地域農村社会における経済的意義はやはり大きいと言えるであろう。更に、何よりもまず、この工場は、少くとも6千数百人の砂糖キビ栽培農民(生産者会員)に対し、年々の作物の確実な購入者でもある。

この生産者会員の経済的社会的背景について若干の注目すべき点を記して本稿の結びとしたい。

第1に、先にも言及されたように、生産者会員となるための要件は、自作農民であれ小作農民であれ、少くとも半エーカーの土地に砂糖キビを栽培して、それを工場に供給すること、5ルピーの入会金を払い、額面1,000ルピーの株を持つこと

であり、それは、雇農は言うまでもなく、いわゆる貧農と呼ばれる人々にとっても困難な要件であるとは言え、決して上農・富農だけを対象とするものではない。事実、70-71年のこの工場の生産者会員3,606人の砂糖キビ栽培面積別分布は、1エーカー未満の者39.6%、2エーカーまでの者28.9%、3エーカーまでの者14.9%、4エーカーまでの者7.0%、5エーカーまでの者4.3%、5エーカー以上の者5.3%であったと報告されている⁵⁴⁾。砂糖キビ栽培面積に関する限り、2エーカー以下の人が全生産会員の7割近くを占めていたわけである。輪作のために、実際はその2倍の土地をこれに当てているとしても、生産者会員の大多数はやはり中・小農であると言えるようである。

第2に、然しながら、生産者会員が選出する理事となると様子はかなり異なるようである。同じ報告によれば、K工場の生産者会員選出理事を砂糖キビ栽培面積規模で分けると、3~5エーカーの者約6割、6~10エーカーの者約3割、10エーカー以上の者約1割とされており、3エーカー以下の人は1名もいない⁵⁵⁾。生産者会員を代表する理事はやはり比較的に中・富農が多いようである。

第3に、70-71年から72-73年まで3年間勤めた生産者会員選出理事10名の氏名を見ると、そのうち7名までが同じP姓であり、他はT氏、N氏、D氏である⁵⁶⁾。周知のことではあるが、P姓は中世以来今日まで、この州の農村の世襲村長職を認められて来た家系の名であり、Tは、この県の西側、ラトナギリ地方に特に広く見られた有名な地主層の役職名である。つまり10名中8名までが、郷村における伝統的な名門家系の出身であった。この傾向は、72-73年の終りに改選され、2名増員された12名の新理事についても変

51) 固定資産総額 32,212,110.81 ルピー、既償還額 13,562,063.75 ルピー。Balance-Sheet, op. cit., Appendix 'C.'

52) Vārshik Ahawāl 1970-71, Taleband, pp. 2, 6; Vārshik Ahawāl 1971-72, Taleband, pp. 2, 5; Vārshik Ahawāl 1972-73, Taleband, pp. 18, 21; Vārshik Ahawāl 1973-74, Taleband, pp. 2, 5.

53) Balance-Sheet, op. cit., columns 2-4.

54) 州全域の30工場について平均すると、1エーカー以下49.9%、2エーカー以下22.6%、3エーカー以下10.5%、4エーカー以下8.2%、5エーカー以下3.3%、5エーカー以上5.5%となる。ただしこれらの数字は私が計算し直したものである。Mohite, Sugarcane Industry, op. cit., p. 112.

55) Mohite, ibid., p. 79. 然しこのような傾向はどの工場についてもはっきり見られるわけではない。

56) 各 Vārshik Ahawāl の初めに、理事会、執行委員会、各種委員会の構成員氏名が記されている。

らない。この改選で旧理事 10 名のうち 7 名が再選され、新たに新人 5 名が加わったが、新人のうち 3 名は P 姓であり、12 名中 8 名が P 氏である⁵⁷⁾。

第 4 に、新旧選出理事に学士資格の保持者が 3 名づついる。N 氏と P 姓の 2 名であるが、P 姓の 1 名は新旧理事会で別人である。ところでこの N 氏であるが、先に述べたように、彼は、K 工場の設立に当って指導的役割を持った人物であり、そして恐らくそれ故に、新旧 2 つの理事会で連続して議長に選出されている。彼の土地保有の規模など何も分らないが、彼の出身村に関して、73-74 年生産者会員 117 名、株数 209 と記されている⁵⁸⁾から、彼自身でかなり多くの株(恐らく『定

款』で許された限度の 25 株)を持っていることは大体疑いないであろう。いずれにせよ、伝統的な村長家系には属していない人物が、組合工場設立の当初からこれを指導し、連続して議長に選出されていることは、この地方の農村にも新しいタイプの指導者が現われて来たことを示唆している。そしてそのための少くとも 2 つの要件は比較的に大きな土地所有と高い学歴或いは学識とであろう。

こうして、混合経済体制下の協同組合製糖業は、この地方の農村部における一般的な経済的發展を促進しつつ、同時に一方では伝統的指導層の多くによって担われ、その立場を強化しながら、他方で新しいタイプの指導者によっても担われ、その出現を助成している、と言えるようである。

(一橋大学経済学部)

57) *Vārshik Ahawāl* 1973-74, p. 3.

58) *Ibid.*, p. 17.